

○佐賀市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1. 改正理由

- ① 学校経営方針の策定及び学校評価について明確に規定するため。
- ② 県費負担教職員に対する評価・育成システムが導入されたことに伴い規則を改正する必要があるため。

2. 改正内容

- ・ 評価・育成システムの実施を追加（第 53 条の 2）
- ・ 学校経営方針の策定、教育委員会への報告、保護者等への説明及び公表について具体的に明記（第 59 条）
- ・ 学校評価（自己評価及び外部評価）の実施、教育委員会への報告、保護者等への説明及び公表について具体的に明記（第 59 条の 2）
- ・ その他文言の修正（第 3 条、第 54 条）

3. 施行日

公布の日

4. 参考資料

- ・ 資料 1 新旧対照表
- ・ 資料 2 学校評価について
- ・ 資料 3 評価・育成システムについて